

熊警第226号
令和2年3月4日

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の公布について（通達）

熊本県職員のサービスの宣誓に関する条例及び熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（令和2年熊本県条例第21号）が本日公布され、警察本部が所管する熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和29年熊本県条例第31号）の一部を改正することとされた。

改正の要点は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の必要性

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。

2 熊本県警察の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第2条関係）【第2条】

熊本県警察の職員のうち、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、熊本県警察本部長が別段の定めをすることができる規定を加える。

3 公布された条例及び新旧対照表

別添のとおり

4 施行日

令和2年4月1日

※ 別添（略）